

東大阪 F Q P アクションプラン

平成 19 年 3 月

東大阪 F Q P 協議会

目 次

1.	東大阪F Q P協議会の目的とアクションプランの位置づけ.....	1
2.	地区の現状.....	2
3.	地区の実態把握調査.....	2
4.	課題の抽出.....	2
5.	基本方針の決定.....	3
6.	施策目標の設定.....	3
7.	具体的な取り組み内容のとりまとめ.....	3
8.	実施スケジュール.....	3
9.	アクションプラン.....	4

1. 東大阪FQP協議会の目的とアクションプランの位置づけ

本協議会は、大阪府内の主要な物流拠点のひとつである東大阪流通業務地区及びその周辺におけるトラック交通に起因した諸課題を解決し、地区が目指すまちの将来像の実現に向け、荷主、運送事業者、地方自治体、警察など地域の関係者が協働し、地域住民の意見を踏まえた上で関係者が自主的に取組むことができる施策（アクションプラン）を取りまとめ、実施していくことを目的とする。

東大阪FQP協議会委員構成

委員所属
京都大学大学院工学研究科
大阪府都市整備部交通道路室
大阪府住宅まちづくり部市街地整備課
大阪府八尾土木事務所維持管理課
東大阪市建設局
東大阪市建設局土木部交通対策室
東大阪市建設局建設企画総務室
大阪府警察本部交通部駐車対策課
大阪府河内警察署交通課
大阪府布施警察署交通課
社団法人大阪府トラック協会企業振興部
新潟運輸株式会社 東大阪支店
トナミ運輸株式会社 東大阪支店
大阪府都市開発株式会社流通センター部
大阪府都市開発株式会社経営企画室
東大阪商工会議所
大阪機械卸業団地協同組合
協同組合大阪紙文具流通センター
大阪メルカート協同組合

2. 地区の現状

東大阪流通業務地区は、昭和42年に流通業務地区及び団地の都市計画決定がなされ、当時は田畠を介して住宅地と事業所が立地していたが、現在では住宅地の区域拡大と地区外への事業所の立地拡大により、地区周辺では住宅地と事業所が隣接し、一部では混在した土地利用状況にある。

また、地区周辺には高速道路や大阪中央環状線、国道308号など主要路線が走り、物流においても交通至便な環境にある。



3. 地区の実態把握調査

課題抽出のための実態把握調査を以下の通り実施した。

- ・ 土地利用現況、道路現況調査
- ・ 住民、事業所対象アンケート調査
- ・ 路上駐車ドライバーへのヒアリング調査
- ・ 交通量、交通流調査
- ・ 路上駐車台数調査

4. 課題の抽出

実態把握調査等を踏まえ、以下のような地区的課題を抽出した。

① トラックの路上駐車

地区内は市道稻田本庄線を中心とした8車線道路を軸に形成されているが、片側4車線のうち両サイドの2車線（歩道側及び中央分離帯側）では日常的にトラックが路上駐車しており、交通事故、通行阻害、生活環境悪化など多くの問題を引き起こす要因となっている。路上駐車の原因として、駐車スペースの不足、広幅員道路がもたらすドライバー心理的な停め易さ等が挙げられる。

② マイカーの路上駐車

地区内では駐車禁止の規制が緩く、長田駅周辺をはじめとして、日常的にマイカーが多数路上駐車しており、一部では、通行の障害となり、業務交通への支障をきたしている。

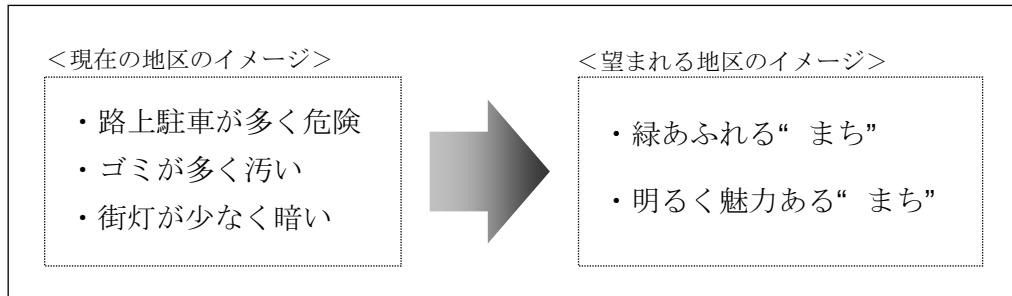
③ 生活道路への業務車両の流入

抜け道として地区周辺の生活道路へ業務車両が流入しており、交通事故発生や排ガスによる住環境悪化の原因ともなっている。

5. 基本方針の決定

本協議会の取り組みにおける基本方針として、抽出された課題等を踏まえ、地区の将来像のあり方をコンセプトに据え、地域ぐるみでその実現を目指すことを目標とする。

緑あふれ、明るく魅力ある“クリーンな街”へ



6. 施策目標の設定

地区の将来像の実現に向け、4つの施策目標を設定した。

- ・ トラックの路上駐車解消
- ・ マイカーの路上駐車削減
- ・ 走行ルートマネジメント
- ・ 地区の環境改善

7. 具体的な取り組み内容のとりまとめ

協議会、ワークショップを通じ、それぞれの立場からの建設的な意見、提案を整理・集約し、施策目標ごとに具体的な取り組み内容と実施主体を取りまとめた。

8. 実施スケジュール

本アクションプランにおける個々の施策については、現時点における熟度、実現可能性を踏まえ、実施時期を大きく短期、中長期に分類して示した。

- | | |
|------|---|
| ○短期 | ………現時点で、実現性が高く、平成19年度、平成20年度において概ね実施していく施策 |
| ○中長期 | ………現時点で、十分な調査・検討がなされていない、又は短期施策の結果に基づき実施方針を決定するなど、平成21年度以降概ね10年内の実現に向け、今後、事業手法等について具体的な検討を要する施策 |

9. アクションプラン

時期	短期（平成19年度～平成20年度に実施予定）			中長期（平成21年度～概ね10年程度で実施に向け検討）		
施策目標	施策メニュー	概要(実施内容)	実施主体	施策メニュー	概要(努力目標)	平成19年度から準備・調整
トラックの 路上駐車解消	駐車休憩施設の拡充	(1)東大阪物流パーキングの整備	大阪府	駐車スペースの確保	(14)高速道路のSA・PAの活用	○
	路上駐車の抑制	(2)道路構成の見直しに向けた調査とプラン作成 (車線数縮小の社会実験)	協議会		(15)民間駐車場の活用	○
		(3)駐車取締りの強化	警察		(16)事業所による駐車場の確保	○
	路上駐車の解消に向けた 指導・啓発活動	(4)キャンペーン・PR活動	協議会	路上駐車の解消に向けた 指導・啓発活動	(4)PR活動	—
		(5)関連運送事業者への指導・啓発	トラックターミナル管理者 地区内事業所 トラック協会		(5)関連運送事業者への指導・啓発	—
	トラックドライバーへの情報提供	(6)携帯端末への物流パーキング満空情報等の発信	大阪府	トラックドライバーへの情報提供	(18)ドライバーのニーズを踏まえた多様な情報の発信	
マイカーの 路上駐車削減	地区内事業所のマイカー通勤抑制	(7)事業所単位での指導・啓発 モビリティマネジメント等の取組み	地区内事業所 大阪府 東大阪市	地区内事業所のマイカー通勤抑制	(19)共同運行バスの導入	○
					(20)レンタサイクルの導入、駐輪場の整備	○
	路上駐車の規制強化	(8)長田駅周辺での駐車禁止規制の指定に向けた合意形成	東大阪市 (警察)		(21)パーク＆ライドの導入	○
走行ルート マネジメント	業務車両の生活道路流入削減	(9)事業所単位での指導による自主規制	地区内事業所 トラックターミナル管理者 トラック協会	大型車両の生活道路流入削減	(22)駐車禁止規制の指定	
地区の 環境改善	道路緑化活動	(10)地区内での道路緑化活動の実施	地区内事業所 トラックターミナル管理者 東大阪市	東大阪新都心整備計画と連動した 地区全体のイメージアップ	(23)時間帯規制等による大型車両の通行制限	
		(11)中環での道路緑化活動の実施	大阪府		(24)シンボルロード構想の実現 (長田駅～地区内メイン道路～荒本駅)	
	環境啓発活動	(12)道路美化活動の指導啓発及び実施	協議会 地区内事業所 トラックターミナル管理者			
		(13)アイドリングストップ活動の指導啓発及び実施	トラックターミナル管理者 トラック協会 運送事業者			

※短期的な取組みについては、必要に応じて継続的もしくは拡充的に実施することとする。